

◎新潟県告示第1413号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年12月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和3年12月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社タハラ 代表取締役 田原 信隆
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県上越市有間川323番地
- 4 許可番号 新潟県知事（般-29）第10152号
- 5 処分の内容
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業のうち、公共工事に係るもの
  - (2) 停止を命ずる期間 令和4年1月5日から令和4年2月3日までの30日間
- 6 処分の原因となった事実

株式会社タハラは、平成30年5月31日（第67期）、令和2年5月31日（第69期）を審査基準日とする経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に、完成工事高を水増しした虚偽の内容を記載して申請を行うとともに、第67期については、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行った。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。